

## COP17 サイドイベント傍聴報告

2011年12月7日

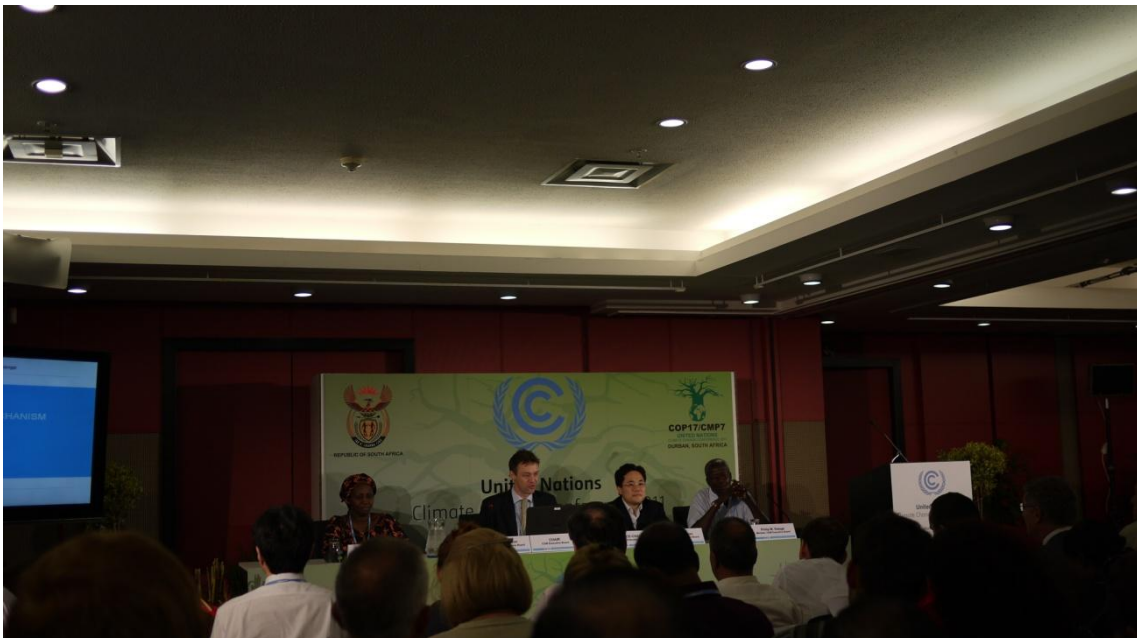
社団法人海外環境協力センター（OECC）

本傍聴報告は、2011年11月28日～12月9日に南ア・ダーバンで開催中の国連気候変動枠組条約第17回締約国会議（COP17）において併催されたサイドイベントの傍聴記録です。

- タイトル：CDM理事会Q&Aセッション/“CDM Executive Board (CDM EB) question and answer session”
- 日時：2011年11月29日（火曜）13：15-14：45
- 主催：CDM理事会、UNFCCC事務局
- 会場：ICC(International Convention Center, Durban) Kosi Palm

スピーカー：マーティン・ヘッション（CDM理事会議長）、マオシャン・デュアン（CDM理事会副議長）、ファトゥ・ガヤ（小規模ワーキング・グループ議長）、フィリップ・グワゲ（方法論パネル議長）他、UNFCCC事務局等

Q&Aセッションの様子



右からファトゥ・ガヤ（小規模ワーキング・グループ議長）、マーティン・ヘッション（CDM理事会議長）、マオシャン・デュアン（CDM理事会副議長）、フィリップ・グワゲ（方法論パネル議長）

## ■ 概要

冒頭、マーティン・ヘッション CDM 理事会議長より、この一年の理事会の活動について報告がなされ、続いて Q&A セッションが行われた<sup>1</sup>。

主な活動としてヘッション議長は、ウェブ上での採択文書の公開などによる議論の透明性向上、DNA や DOE など関係機関や外部ステークホルダーとのワークショップやフォーラムを通じたダイレクトコミュニケーションの実現、「抑制された需要 (suppressed demand)」に関する指針への合意や、追加性ガイダンスの強化ならびに標準化ベースラインの開発など理事会の作業体制を改善する努力等について報告した。

### 「CDM 政策対話」の立ち上げ

また、同議長は、CDM の将来に関しても明確な方向性を示す必要があるとして、10月の第64回会合で設置を決定した CDM 政策対話 (Policy Dialogue) 委員会を 12月3日に、正式に立ち上げると発表。また、将来の体制強化につながるさまざまなレベルの関係者を巻き込んだ形での対話の実現できればとの展望を語った。

\*CDM理事会では、2011年10月27日～2012年1月16日にかけて政策対話の対象課題に関するパブリックコメントを受付中 ([http://cdm.unfccc.int/public\\_inputs/2011/EB65/01/index.html](http://cdm.unfccc.int/public_inputs/2011/EB65/01/index.html))

## ■ 質疑応答

Q (Perspectives (コンサルタント)) : 高い環境十全性を確保するために、国やセクターに特化した標準化ベースライン開発に関する今後の作業計画について教えてほしい。

A (ヘッション議長) : EB65 にて作業計画を承認しているため、レポートを参照してほしい。

Q (Tricorona Carbon Asset Management) : コペンハーゲン (CMP5) で決定された CDM 登録 10 件未満の国に対する (CDM 促進のための) ローン制度についての議論はどうなっているのか。また関連して、そうした制度の対象を、CDM 登録件数 10 件未満の国から CER 発行済み CDM 件数 10 件未満の国に変更することは可能か？

A (ヘッション議長) : 1 つ目の質問は、現在ローン運営機関との契約作業の最終段階にあり、近く詳細を発表したいと思っている (契約に関する詳細は国連のルール上、公表できない)。私の理解では拠出金はほぼ確保できていると聞いている。2 番目の質問については、EB では決定できず、CMP で提案され、決定されれば実現することとなる。

Q (CDM Watch) : 石炭の方法論 (ACM0013) を一時使用停止したことについて、その方

<sup>1</sup> Q&A セッションは UNFCCC ウェブページ上で閲覧可能 : CDM EB: question and answer session ([http://unfccc4.meta-fusion.com/kongresse/cop17/templ/play.php?id\\_kongresssession=4290&theme=unfccc](http://unfccc4.meta-fusion.com/kongresse/cop17/templ/play.php?id_kongresssession=4290&theme=unfccc))

法論をただ参考として議論しているだけか、または追加性を認めているのか現在の見解を教えてください。

A (ヘッション議長) : 石炭の方法論 (ACM0013) は、現在使用停止となっている。なぜなら、その分析がベースラインを基にしていたからだと理解している。方法論そのものの追加性が問題となっているものではない。追加性の判断はケースごとに審査されるもので、引き続き今回の方法論 (ACM0013) に限らず、追加性の審査とレビューを続けていく。

Q (コスタリカ在住の廃棄物回収業者) : 2 千万人のもの人々が廃棄物回収業に従事している現状を把握していますか？ 廃棄物再利用による CDM 開発によって廃棄物回収業者の職が奪われている影響をどう考えているのか？ また、廃棄物を燃焼処理するのではなく、もっとリサイクルを進めるべきである。

A (ヘッション議長) : 多くの人々が廃棄物回収業に従事していることは把握している。但し、CDM 理事会の役割は、その活動によって GHG 排出削減が認められたものにクレジットを発行することであり、残念ながら廃棄物回収業者の職の安定を含めた、社会的・環境的影響に関する責務はそのホスト国が担っているものと思っている。また、廃棄物の処理方法は EB が決定するものではなく、ホスト国が決めるべき問題である。

Q (南アフリカ在住の廃棄物回収業者) : 廃棄物処理は燃焼するのではなく、リサイクルすべきであり、CDM プロジェクトによって waste picker の職が奪われている。

A (ヘッション議長) : 前の質問にも回答したが、waste picker に関して、我々はよく把握している。但し、EB は排出削減を評価することを委任されている。EB では関係者間の対話手続を整備しており、対話を通じて関係者間で問題処理を進めて欲しい。ホスト国政府が廃棄物処理方法を決定すべきであり、EB が決定するものではない。

A (グワゲ MP 議長) : ホスト国を規制するのは EB の責務ではない。各国に DNA が設置されており、各 CDM プロジェクトは DNA を通じて政府承認が必要であるから、承認プロセスの中で検討されるべきである。

Q (インド政府関係者) : 登録済みプロジェクトの 80% が持続可能な開発に寄与しているとのプレゼンがなされたが、その根拠は？ また、技術移転に寄与したパーセンテージを教えてください。

A (ヘッション議長) : 分析の詳細については把握していないが、80% については持続可能な開発との相関関係が確認されたとのこと。技術移転に関してもデータはあると思うが、今ここには持ち合わせていないので、事務局に確認して頂きたい。

Q (Climate Generation Programme) : CDM の 7 割が中国とインドにおけるものという現状をどう思われるか？ また、2013 年以降に京都議定書のない空白期間へ突入する可能性が高いがそれが CDM へどう影響すると思われるか？

A (ヘッション議長) : 1つ目の質問に対しては、中国やインドで安価で大量の削減が達成できると判断した市場メカニズムの結果だと思っている。ただ、他の国もそれに続くと思っている。2つ目の質問に対しては、**CDM** はただのクレジットを発行するツールであると思っている。枠組みをどうするとかの決定権はないが、削減目標を持つ国にとっては役に立てるはずであり、それらが存在する限り、その利用価値を推し進めていきたいと思っている。

Q (南アフリカ **waste picker**) : ごみ埋め立て地で働くものだ。確かに我々の問題は自国の政府に訴えなければならぬが、あなた方の機関が、ごみの燃焼を推奨し、我々の環境を汚染する事業を推進しているのではないのですか？

我々は国のために働いているわけではないが、あなた方は我々の環境ばかりか仕事までも奪っている。

A (ヘッション議長) : その問題について我々は十分に認識しているが、**EB** は国際的な機関であり、主要な目的は排出削減量の評価である。**EB** は特定の技術や社会・環境影響評価に関して規制することはできず、ホスト国が選択すべき問題である。

A (ガヤ **SSC WG** 議長) : 各ホスト国 (**DNA**) はそれぞれ持続可能な開発基準 (社会的・環境的・経済的便益の基準を含む) を設けている。また、国によっては雇用基準も盛り込んでいるところもある。**Waste picker** 団体と **DNA** が協議を進めることを推奨したい。

Q (フリーランスジャーナリスト) : グアテマラのバイオ燃料プロジェクトについて、プロジェクトサイトで土地取得を目的に、住民に対する重大な人権侵害が発生したことが **NGO** からのレターで提起されていたが、この件についてどう考えているのか。

A (ヘッション議長) : 我々 **EB** は国連の機関であり、人権の保護は行わなくてはならないものである。グアテマラの件は、関係者から聞き取り調査等を行った結果、我々は登録要請を拒否する理由を見出せなかった。人権問題についても、第一義的にはホスト国が考慮すべき問題である。

Q (ウガンダ政府関係者) : **waste picker** は生命の危険を冒してまで、仕事に取り組んでいる。彼らの仕事を奪うのではなく、雇用の確保や安全性向上にも取り組むべきである。また、第1約束期間後の **CDM** はどうなるのか？

A (ヘッション議長) : 繰り返しになるが、**waste picker** の問題はホスト国で解決すべき問題。雇用についても国際的な基準があるわけではなく、あったとしてもそれを **EB** 側から押し付けることはできない。

A (グワゲ **MP** 議長) : **waste picker** の安全基準等についても、国内の問題であり、**EB** が決めるべき問題ではない。また、第1約束期間後の **CDM** については、まさに現在 **CMP** で交渉されている問題であるので、交渉の推移を見届けて頂ければと思う。もちろん第2約束期間に合意すれば、ウガンダとしても更なる **CDM** プロジェクトの開発が進むことが予想さ

れる。

Q (プロジェクト開発者フォーラム (PDF)) : より迅速な処理、不確実性の排除、信頼性の向上の 3 点について、もっと EB で取り組んで欲しい。

A (ヘッション議長) : 我々はクレジットの信頼性のため、ルール策定等を行ってきており、迅速な処理にも取り組んでいる。また、定期的に関係者との協議を行い、不確実性の排除にも取り組み、以前に比べて、DOE や DNA からの苦情が減っている。ただ、最近のプライス下落についてはプロジェクト参加者側から苦情が出ている。

A (デュアン副議長) : 最近採択した基準では、より迅速なスケジュールでの処理を規定している。

Q (脱燃焼グローバル連合 (環境 NGO)) : 廃棄物処分場での排出量の問題について。リサイクルを進めれば、燃焼量が減るので、排出削減量が減る。ごみ燃焼プラントでのリサイクルが与える影響についても考慮を進めていくべき。

A (ヘッション議長) : 今後検討していきたい。

以上

(報告者 : OECC 古宮祐子)

---

サイドイベント傍聴報告については以下をご覧ください。

日本語版 [http://www.mmechanisms.org/relation/details\\_oecc\\_COP17report.html](http://www.mmechanisms.org/relation/details_oecc_COP17report.html)